

養護老人ホームとは？そして、「契約入所」とは？

○養護老人ホームは基本的に、現在の環境（人的、住環境的等）での生活が難しく、経済的にも課題がある65歳以上の高齢者が市区町村の措置^{そち}によって入所できる施設です。

○食事サービスや機能訓練、その他の日常生活に必要な便宜を提供することにより、入所された方が自立した生活を送れるように支援します。

○養護老人ホームへの入所については市区町村長の措置^{そち}（行政処分）決定が必要です。特別養護老人ホームとは施設と利用者との直接契約で入所ができる点で異なります。

どんな人が対象なの？



養護老人ホームの入所者像（一部）

独居の高齢者	要支援者（要介護認定を受けている方）	ホームレスの方
無年金など経済的に困窮した方	要介護者（要介護認定を受けている方）	以前に犯罪を犯した方
虐待を受けている高齢者	賃貸住宅から立ち退きを受けた方	他の法律に基づく施設に入所できない高齢者
身体的な障がいをお持ちの方	認知症や精神的な障がいをお持ちの方	

※このほか、緊急を要する短期入所など、例外的な入所もあります。

よくある質問



Q：要介護や要支援など、要介護認定を受けている場合でも入所（申請）はできますか？

Q：要介護認定を受けている人は入れないと聞きましたが、本当に入所できないのですか？

A：要介護認定を受けていても、入所（申請）はできます。現在の老人福祉法では入所要件を「環境上の理由及び経済的理由」としています。これは「身体上若しくは精神上」の理由は問わないという趣旨で、「身体上若しくは精神上」の理由を有する方を（入所）の対象外とするものではありません。

契約入所とは？

○養護老人ホームへの入所は、基本的に市区町村の措置によりますが、住まいの確保や地域共生社会の実現の観点から、その養護老人ホームの定員の20%以内において、「契約入所」による受け入れが可能となっています。

○措置入所が必要な者に支障を及ぼさないように配慮したうえで、受入に余力がある場合に限り、居住に課題を抱える方への活用として、養護老人ホームと入所者の直接契約による入所となります。※下記利用例参考

CASE1

心不全で入院していた60歳代の男性は、退院後に自分での食事や健康の管理が難しく、家族からの援助も期待できずに経済的に厳しい状況にあったことから、養護老人ホームへ措置入所となりました。

CASE2

糖尿病の悪化で入院した70歳代の男性は、退院後すぐに自宅での生活は難しく、同居する家族への負担も大きいことから、利用可能な施設が決まるまでの間、養護老人ホームへ契約により入所しました。

CASE3

80歳代の女性は、病院を退院後に本人の希望で自宅で生活していましたが、同居していた家族より介護が大変との相談があり、特別養護老人ホームへの入所が決まるまで契約により入所しました。